

国立大学法人大分大学運営会議規程

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第13条第2項の規定に基づき、国立大学法人大分大学運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的・協議)

第2条 運営会議は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）全体の運営方針を踏まえ、大分大学の運営を円滑に行う連絡・調整機関と位置付け、次の事項を協議する。

- (1) 法人及び本学の業務に係る連絡・調整
- (2) 教育研究評議会、経営協議会及び教授会の審議事項の調整
- (3) その他学長が法人の運営上必要と認める事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 各学部長
- (4) 学術情報拠点長
- (5) 医学部附属病院長
- (6) 学内共同教育研究施設等の長のうちから1人
- (7) 事務局長
- (8) 総務部長
- (9) 研究推進部長
- (10) 財務部長
- (11) 学生支援部長
- (12) 医学・病院事務部長

(会議)

第4条 運営会議に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代行する。

(代理出席)

第5条 議長は、第3条第3号から第12号までの構成員が都合により出席できないときは、構成員からの申し出により代理者の出席を認めることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を運営会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第7条 運営会議に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は運営会議が別に定める。

附 則（平成16年規程第2号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第96号）
この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規程第133号）
この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成18年規程第24号）
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規程第79号）
この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年規程第28号）
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第34号）
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第110号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第25号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規程第19号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。